

4 文科教第 6 5 4 号
令和 4 年 7 月 28 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の 殿
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学法人学長

文部科学省総合教育政策局長

藤 原 章 夫

令和 4 年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱い及び
調査結果の活用について（通知）

令和 4 年度全国学力・学習状況調査（以下「本調査」という。）の結果については、「令和 4 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（令和 3 年 12 月 21 日文部科学事務次官決定。以下「令和 4 年度調査実施要領」という。）に基づき、令和 4 年 7 月 28 日に公表いたしました。

本調査の結果については、令和 4 年度調査実施要領に基づき、適切に取り扱う必要があります。また、本調査の結果は、各教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、学校設置会社及び学校（以下「各教育委員会、学校等」という。）において十分に活用され、教育施策の成果と課題の検証・改善や学校における教育指導の改善等に役立てられることが重要です。

本調査結果の概要や取扱い及び活用に関する留意事項等は下記のとおりですので、各教育委員会、学校等におかれては、適切な対応をお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては関係する所管の学校に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人学長におかれては関係する附属学校に対して、本通知の内容について指導、助言及び周知をお願いいたします。都道府県知事におかれては関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の内容について十分周知をお願いいたします。

記

1. 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の概要（別添1）

（1）教科調査の結果

学習指導要領で改善・充実された内容に係る出題に関し、課題が認められるものがあったこと。具体的には、例えば、自分の考えが伝わる文章になるように根拠を明確にして書くことや、データの特徴や傾向を読み取ること、科学的な探究の過程で問題を見いだしたり考えの妥当性を検討して改善したりすることなどに課題が見られたこと。

（2）質問紙調査の結果

学校及び児童生徒に対する質問紙調査の結果から、

- ① 学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の取組が引き続き進んでいること、
- ② 理科については、理科に関する興味・関心等について前回調査時と比べて特に中学校の生徒で肯定的な回答が増加していることや、観察や実験をする授業を行った頻度は減少した一方で、観察や実験に関する指導改善の取組が小中学校ともに進んでいること、
- ③ ICT 機器を活用した学習状況については、昨年度に比べて授業での活用頻度が全体としては増加している一方で、授業における場面ごとの ICT 機器の使用頻度については差が見られることや、学校における ICT 機器の活用に関する研修機会や専門スタッフの配置などのサポート体制の整備が進んでいること、
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響については、ほとんどの学校においては、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業等の日数が10日未満であり、臨時休業等の日数と各教科の平均正答率との間に相関は見られなかった一方、児童生徒の心理面の状況が昨年度と大きく変化しておらず、また、地域との関わりの減少が引き続き見られること

などが明らかになったこと。

2. 調査結果の取扱い及び活用について

（1）調査結果の取扱いに関する考え方

本調査結果の取扱いについては、令和4年度調査実施要領に基づき、適切に行うこと。

また、調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえ、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であること。

（2）調査結果の活用に関する考え方

各教育委員会、学校等においては、本調査結果を十分活用して、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのよ

うな取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。また、学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることが重要であること。

また、文部科学省としては、調査結果を活用した取組を支援するため、別添2に示す取組を行っており、各教育委員会、学校等において積極的に活用いただきたいこと。

3. 調査結果を踏まえた教育委員会における取組の推進

(1) 各教育委員会においては、本調査結果の分析・検証の結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、改善計画等の作成を行うことなどにより、域内の教育や教育施策の改善に向けて総合的かつ計画的な取組を進めること。

(2) 各教育委員会においては、改善計画等に基づき、具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。

① 学校における具体的な改善の計画や取組に対し、学校の状況に応じて、必要な指導、助言や支援等を行うこと。その際、特に課題が見られる学校における改善の取組を促すとともに、積極的に支援すること。

② 指導内容や指導方法等の改善を推進するため、指導資料や教材の作成、教職員研修の実施や授業研究等への支援、教職員や非常勤講師の配置等への配慮など、教育施策の改善に適切に反映させること。

③ 優れた取組を行っている学校等の事例や調査結果の分析・検証手法等の周知に努めるなど、域内における教育指導や家庭における学習習慣・生活習慣等の改善に向けた取組を推進すること。

(3) 各教育委員会においては、首長部局等と連携を図り、児童生徒の学習環境の充実・支援に取り組むとともに、特に課題が見られる学校に対して、積極的に支援に努めていただきたいこと。

4. 調査結果を踏まえた学校における取組の推進

(1) 各学校においては、本調査結果の分析・検証の結果を踏まえ、指導計画等に適切に反映させるなど、教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと。また、その際には、調査対象の学年や教科だけではなく、全学年、全教科等を対象として、学校の教育活動全体を見渡した幅広い観点から取り組むべき課題や、その改善に向けた取組について検討すること。

(2) 具体的には、本調査結果を踏まえ、教育指導等の改善に向けて次の事項について取り組むことが考えられること。

① 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

習得・活用・探究という学びの過程全体を見渡しながら、児童生徒の資質・能力を育成するため、引き続き「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図ること。その際、各教科等の特質に応じて、具体的な学習内容、単元や題材などの構成、学習の場面等に応じた指導方法について研究を重ね、適切な指導方法を選択しながら、

工夫して実践すること。

②個に応じた学習指導の改善・充実等

学習内容の習熟の程度に応じた学習や児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習、1人1台端末等のICT機器を活用した学習などの学習活動を取り入れることによる、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、専科指導の導入や家庭学習の課題の適切な提供などによる、具体的な指導内容や指導方法等の改善に向けた取組を引き続き行うこと。特に、本調査の結果において課題が見られた児童生徒に対しては、学習状況の改善や学習意欲の向上につなげていくという観点を十分考慮しながら、それぞれの課題に応じて、補充学習等の教育指導を適切に行うことなどにより、学力の定着に努めること。

③ICT機器を活用した学習活動の充実

ICT機器を活用した学習を質・量ともに充実させていくため、「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用に向けた夏季休業期間中の取組について(事務連絡)」(令和4年6月23日付事務連絡)、「GIGAスクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針について(通知)」(令和4年3月3日付文部科学省初等中等教育局長通知)等を活用しながら、1人1台端末の日常的かつ効果的な利活用の一層の促進に努めること。その際、本調査結果における全国的な利活用の状況を踏まえ、教育委員会等とも連携の上、各学校における課題を把握・分析し、教育指導等の改善に計画的に取り組むこと。

④保護者や地域等と連携した取組の推進

本調査結果から児童生徒の心理面の状況が昨年度と大きく変化していないことや、地域との関わりの減少が引き続きみられること等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策を図りつつ、保護者や地域等の理解と協力の下に十分に連携をとりながら、児童生徒の心のケアや基本的な学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組等の推進に努めること。

⑤校内研修等の充実

本調査結果において課題の見られた点を中心に、教職員の指導力の向上、指導内容や指導方法等の改善を図るため、校内研修等を適切に実施すること。その際、別添2に示した各種資料等も積極的に活用すること。特に、「令和4年度全国学力・学習状況調査 報告書【速報版】」(令和4年7月文部科学省・国立教育政策研究所)においては、授業の改善・充実に資するよう、これまで別途作成していた「授業アイデア例」を掲載し、調査結果の課題分析と課題の解決を図る事例を一体的に示しており、本報告書の一層の活用の促進を図ること。また、調査結果の分析・検証の結果については、学校全体で共有し、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等の指導改善等にも活用すること。

別添1 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果概要

別添2 文部科学省における全国学力・学習状況調査結果の活用に係る令和4年度の取組

参考資料 令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

(参考) 「全国的な学力調査（全国学力・学習状況調査）」のホームページ
(文部科学省ウェブサイト)

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm

「令和4年度全国学力・学習状況調査 報告書・調査結果資料」のホームページ
(国立教育政策研究所ウェブサイト)

URL <https://www.nier.go.jp/22chousakekkahoukoku/index.html>

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話 03-5253-4111（代表）内線 3726